

牧之原市空家等対策計画【概要版】

【第1章 計画の策定】

1 計画策定の背景・位置付け

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を契機に、特定空家等の対策と空家等の利活用を促進し、総合的かつ計画的に空家等対策を実施する。

※「空家等」とは・・・(法第2条第1項)

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

※「特定空家等」とは・・・(法第2条第2項)

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 計画期間 平成30年度～平成34年度まで（5年間）

3 対象地区と優先的に対策を実施する物件

市内全域を対象とし、主要道路沿いの物件や市街地の中でも特に住宅及び店舗が密集した地域にある物件を優先的に実施する。

【第2章 本市の人口と空家等の状況】

- ・国政調査によると、平成7年をピークに人口が減少し、概ね10人に3人が65歳以上の高齢者。
- ・住宅土地統計調査によると、住宅戸数、空き家戸数いずれも増加傾向。
- ・実態調査により、特定空家等と判定される可能性のある空家等84件を確認。

【第3章 空家等対策に係る基本的な方針】

方針1「空家等の発生の抑制」

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等が発生しないように、空家等の適切な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、周知啓発に取り組む。

- ・空家等の管理は、所有者の責任において行われるべきもの
→ 所有者に適切な管理を求める
- ・空家等の現地調査 → 所有者の調査 → 意向調査 → データベースの整備

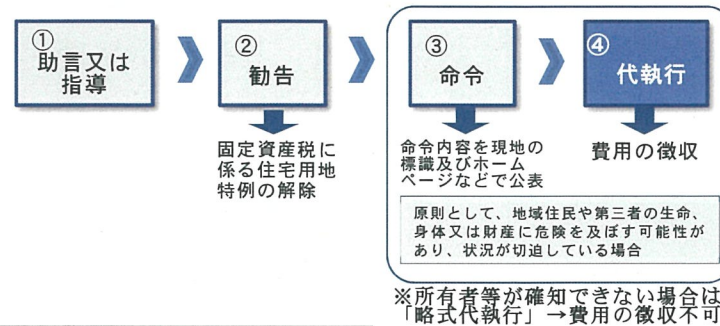
方針2「空家等の利活用促進」

空家等は、活用次第では大きな資産となる可能性があることから、空家等の活用や流通を支援するとともに、空家等の活用を本市への定住促進及び地域の活性化につなげるという視点からも空家等の問題に取り組む。

- ・国や県による空家等対策の支援制度の活用を検討。
- ・移住定住促進空き家・空き地バンクとの連携。

方針3「空家等の適切な管理の推進」

- ・更なる悪化を引き起こさないための【特定空家等に対する措置の流れ】



第4章 空家等対策の実施体制

【牧之原市空家等対策協議会】

牧之原市空家等対策計画の作成及び変更並びに計画に基づく空家等対策の実施に関する協議を行うため、会長を市長とし、地域住民、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者等の委員（10名以内）で構成する協議会。

【牧之原市空家等対策庁内検討委員会】

特定空家等の対応方針、空家の発生抑制や利活用の施策などを検討するため、副市長を委員長とし、関係部課長等（17名）で構成する庁内の委員会。

○関係団体との連携イメージ

